

公印省略

4 薬 第 2 8 0 4 号
令和 5 年 1 月 2 3 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における
抗原定性検査キットの取扱いについて

平素より本県の薬務行政について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を検出できる医療用抗原定性検査キット（以下「医療用同時検査キット」という。）の薬局における販売が、医療ひっ迫を避けるための特例的な対応として認められたほか、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を検出できる一般用抗原定性検査キット（以下「一般用同時検査キット」という。）が製造販売されることとなったことを踏まえ、厚生労働省から別添のとおり以下の事務連絡が発出されましたのでお知らせします。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和4年12月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課及び同局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡。以下「取扱事務連絡」という。)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における一般用新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス抗原定性検査キットの販売時における留意事項について」(令和4年12月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課、同局医療機器審査管理課、同局医薬安全対策課及び同局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)

つきましては、下記のとおり薬局及び店舗販売業において抗原定性検査キットを販売するに当たっての留意点をまとめましたので、御了知いただくとともに、貴会会員

に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は令和5年1月23日から適用し、以下の通知は同日付けで廃止します。

- ・「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年10月18日付け3薬第1725号福岡県保健医療介護部長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和4年3月31日付け3薬第3667号福岡県保健医療介護部長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症流行下における新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和4年9月8日付け4薬第1739号福岡県保健医療介護部長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症流行下における新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和4年9月22日付け4薬第1854号福岡県保健医療介護部長通知）

記

- 1 医療用新型コロナウイルス抗原定性検査キット（薬局に限る。）及び一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入者に対しては別添1－1（福岡県版）を、医療用同時検査キット（薬局に限る。）及び一般用同時検査キットの購入者に対しては別添1－2（福岡県版）を用い、抗原定性検査キットの特性や検査の実施方法等の説明を行うこと。説明後、購入者が説明の内容を理解したことを確認した上で販売すること。

併せて別添2「購入した抗原定性検査キットで新型コロナウイルス抗原陽性となった場合の対応方法」を配布すること。

- 2 医療用新型コロナウイルス抗原定性検査キット及び医療用同時検査キットを販売する場合において、適切な使用説明書等がない場合には、取扱事務連絡の別添2の「2 使用にあたって」及び「3 一般的な検査手順と留意点」を用いて検査手順の説明をして差し支えないこと。

問合せ先：福岡県保健医療介護部薬務課監視係

電 話：092-643-3285

FAX：092-643-3305

E-mail：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp